

里庄町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

現農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、次期委員の推薦及び応募を受け付けます。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	9人	3人
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者	農地等の利用の最適化の推進に見識を有する者
資格要件	<p>次の要件に該当する者</p> <p>①原則として町内に住所を有する者</p> <p>②町の職員でない者</p> <p>なお、次のいずれかに該当する者は委員となることはできません。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 里庄町暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団員</p> <p>エ 里庄町暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</p>	
応募方法	<p>規定の様式に必要事項を記入のうえ、次の添付書類を添えて、郵送または持参により里庄町農林建設課まで提出してください。</p> <p>添付書類：被推薦者又は応募者の住民票（発行後3箇月以内のもの）</p> <p>なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。</p> <p>※推薦・応募用紙は里庄町役場農林建設課で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。</p>	
受付期間	<p>令和2年3月23日（月）から令和2年4月22日（水）まで必着。当日消印有効ではありません。</p> <p>※持参による受付は平日の午前8時30分から午後5時15分まで</p>	
任期	令和2年7月20日から令和5年7月19日まで（3年間）	農業委員会が委嘱した日（令和2年7月20日以降）から令和5年7月19日まで
主な業務	<p>○総会に出席し、農地の権利移動や農地転用許可についての審議・判断を行う</p> <p>○農地転用許可の現地確認や耕作放棄地の解消、違反転用の是正指導等を行う</p> <p>○農地の現地調査等、農地利用最適化推進委員と協力し現場活動を行う</p> <p>○人・農地プランの実質化に向けた取組、地域農業者との話し合い等</p>	<p>○担当する区域の農地の現地調査、担い手への農地集積、耕作放棄地の解消、新規参入の推進等の現場活動</p> <p>○総会等に出席し、意見を述べる</p> <p>○人・農地プランの実質化に向けた取組、地域農業者との話し合い等</p>
報酬（月額）	<p>農業委員会会長：28,500円 会長代理：25,500円</p> <p>その他の農業委員及び農地利用最適化推進委員：24,500円</p>	
問い合わせ先	<p>〒719-0398 浅口郡里庄町大字里見 1107-2</p> <p>里庄町役場 農林建設課 電話 0865-64-7215 FAX 0865-64-3117</p>	